

Q-Board

平成 21 年 4 月 15 日

各位

上場会社名:ジェイエムテクノロジー株式会社

(コード番号:2423 Q-Board)

本社所在地:福岡市博多区下川端町3番1号

代表者名:代表取締役社長 岩永 康徳 問合せ先:常務取締役管理本部長 細川 誠哉

電話番号:092-272-4151

(URL http://www.jmtech.co.jp/)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年4月15日開催の取締役会において、定款を一部変更することの承認を求める 議案を、平成21年5月20日開催予定の当社第14回定時株主総会に付議することを決議いたしま したので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社の事業の現状に則し、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条につきまして事業目的の追加を行うものであります。
- (2)「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うものであります。
- (3) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するため、取締役の任期を現行の2年から1年に短縮することとし、現行定款第20条につき所要の変更を行うとともに、平成20年5月21日開催の第13回定時株主総会において選任された取締役の任期に関する附則を設けるものであります。
- (4) 上記各変更に伴う必要な条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙「2. 定款変更の内容」のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 5 月 20 日 定款変更の効力発生日 平成 21 年 5 月 20 日

「2.定款変更の内容」

(下線部分は変更箇所)

	「一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
現行定款	変更案
第1条 (条 文 省 略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 半導体試験装置、半導体検査装置及び半導体	1. (現行どおり)
搬送装置を含む半導体製造装置の設計、改造、	
組立、製造、販売、保守及び輸出入業務	
(新 設)	2. 半導体試験装置、半導体検査装置及び半導体
	搬送装置を含む半導体製造装置に関する部品
	の開発、製造、修理、販売及び輸出入業務
2. コンピュータの販売並びにそれに関連する事	<u>3</u> . (現行どおり)
務用品の販売	
3. コンピュータ関連機器の企画、開発及び販売	<u>4</u> . (現行どおり)
4. ソフトウェアの開発、設計、製造及び販売並	<u>5</u> . (現行どおり)
びに仲介業務	
<u>5</u> . 情報処理機器システムの開発及びコンサルテ	<u>6</u> . (現行どおり)
ィング業務	
<u>6</u> .情報処理サービス業及び提供サービス業	<u>7</u> . (現行どおり)
<u>7</u> . インターネットを利用した情報システム及び	<u>8</u> . (現行どおり)
ネットワークの企画、設計、開発、販売、保	
守、管理運営に関する業務及び広告業並びに	
広告代理業	
8. 企業の合併、提携の企画、立案、指導並びに	<u>9</u> . (現行どおり)
仲介及び斡旋	
9. 職業安定法に基づく有料職業紹介事業	<u>10</u> . (現行どおり)
<u>10</u> . 大規模半導体集積回路の企画、設計、開発及	<u>11</u> . (現行どおり)
び販売	
11. 労働者派遣業法に基づく特定労働者派遣事業	<u>12</u> . (現行どおり)
12. 労働者派遣業法に基づく一般労働者派遣事業	 <u>13</u> . (現行どおり)
13. 前各号に附帯関連する一切の業務	 <u>14</u> . (現行どおり)
第3条~第6条 (条 文 省 略)	第3条~第6条 (現行どおり)
L	

	現行定款		変更案	
(株式の発行)		(削 除)		
第7条				
第 <u>8</u> 条	(条 文 省 略)	第 <u>7</u> 条	(現行どおり)	
(株主名簿管理人)		(株主名簿管理人)		
第 <u>9</u> 条	(条 文 省 略)	第 <u>8</u> 条	(現行どおり)	
2	(条 文 省 略)	2	(現行どおり)	
3	当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以		(削 除)	
	下同じ)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿			
	は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置			
	き、株主名簿、新株予約権原簿並びに株券喪			
	失登録簿への記載又は記録、その他株式及び			
	新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人			
	に取扱わせ、当会社においては、これを取扱			
	<u>わない。</u>			
/ leth T	. IT IT IT IT!	/ leth — lb TI	. (w ka na)	
	双规规则)		双規則)	
弗 <u>10</u> 余	当会社の株券の種類並びに株式、新株予約権	男 男 分 余	当会社の株主権行使の手続きその他株式に関	
	及び株券喪失登録に関する取り扱い並びに手 数料は、法令又は本定款のほか、取締役会に		<u>する取扱い</u> は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	
			仅云にわい (上の 3 休 八 収	
	おいて定める株式取扱規則による。			
(基準日	(基準日)		(基準日)	
第 <u>11</u> 条	当会社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に	第 <u>10</u> 条	当会社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に	
	記載又は記録された議決権を有する株主 (実		記載又は記録された議決権を有する株主をも	
	質株主を含む。以下同じ。) をもって、その事		って、その事業年度に関する定時株主総会に	
	業年度に関する定時株主総会において権利を		おいて権利を行使することができる株主とす	
	行使することができる株主とする。		る。	
2	(条 文 省 略)	2	(現行どおり)	
第19 条。	~第 <u>19</u> 条 (条 文 省 略)	第11 条。	~第18条 (現行どおり)	
<u> </u>	刀 <u>10</u> 木 (木 入 目 町/	<u> </u>	~第 <u>18</u> 条 (現行どおり)	
(取締役	(取締役の任期)		(取締役の任期)	
第 <u>20</u> 条	取締役の任期は、選任後2年以内に終了する	第 <u>19</u> 条	取締役の任期は、選任後1年以内に終了する	
	事業年度のうち最終のものに関する定時株主		<u>ー</u> 事業年度のうち最終のものに関する定時株主	
	総会終結の時までとする。		総会終結の時までとする。	
1		l		

現行定款	変更案
2 増員又は任期満了前に退任した取締役の補欠	(削 除)
として選任された取締役の任期は、他の在任	
取締役の任期の満了する時までとする。	
第 <u>21</u> 条~第 <u>38</u> 条 (条 文 省 略)	第 <u>20</u> 条〜第 <u>37</u> 条 (現行どおり)
(新 設)	<u>附則</u>
	第1条 当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人
	の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿
	への記載又は記録に関する事務は株主名簿管
	理人に取扱わせ、当会社においては取扱わな
	<u>v.</u>
	第2条 当会社の株券喪失登録簿への記載又は記録
	は、法令又は定款に定めるもののほか、取締
	役会において定める株式取扱規則による。
	第3条 第19条の規定にかかわらず、平成20年5月
	21日開催の第13回定時株主総会において選任
	された取締役の任期は、平成22年開催の定時
	株主総会終結の時までとする。
	第4条 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日
	<u>をもってこれを削除する。</u>
	第5条 本附則第3条乃至本条は、当該期日経過後、 これを削除する。
	日開催予定の第 14 回宮時株主総会において付議す

(注)上記の内容については、平成21年5月20日開催予定の第14回定時株主総会において付議する「定款一部変更の件」が承認可決されることを前提とします。